

デイサービス ファイネス 利用契約書

第1条 (契約の目的)

デイサービス ファイネス (以下、「事業者」という。)の運営する指定通所介護〔指定1日型デイサービス、廿日市市にあつては第一号通所事業〕事業は、利用者の申込を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがつて、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、指定通所介護〔指定1日型デイサービス、廿日市市にあつては第一号通所事業〕(以下、「指定通所介護等」という。)を提供し、一方、利用者は身元引受人と連帯して、事業者に対し当該指定通所介護等に対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条 (有効期間)

- 1 本契約書は、利用者が指定通所介護等の利用同意書を事業者に提出した日から効力を有し、利用者の要介護認定の有効期間満了日までを本契約の有効期間とします。
- 2 有効期間満了日までに、利用者から事業者に対して、この契約書に基づく指定通所介護等の終了の申し出がない限り、有効期間は自動更新されるものとします。

第3条 (重要事項の説明)

事業者は、本契約書、並びに重要事項説明書を利用申込者に交付し、説明を行うこととします。但し、改定が行われた場合でも、改定内容について事業者が利用者に説明し、同意した時には、この契約書をもって利用継続できるものとします。

第4条 (指定通所介護等の計画の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護等の内容を記載した指定通所介護等計画(以下、「計画」という。)を作成すると共に完結の日より5年間保管します。
- 2 事業者は、計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明します。
- 3 計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

第5条 (指定通所介護等の内容及びその提供)

- 1 事業者は指定通所介護等の内容及びその提供を重要事項説明書のとおり行います。
- 2 事業者は、指定通所介護等の提供に当たっては、計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護等の提供を行います。
- 3 事業者は、指定通所介護等の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定通所介護等の提供方法等について、わかりやすく説明します。

4 事業者は、指定通所介護等の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要な指定通所介護等を利用者の希望に添って適切に提供します。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に応じた指定通所介護等の提供を行います。

第6条（利用料金）

事業者が提供する指定通所介護等に対する料金規程は重要事項説明書のとおりです。

第7条（指定通所介護等提供の記録）

事業者は、指定通所介護等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。また事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含む）に対して、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第8条（指定通所介護等の利用の終了）

1 利用者は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく指定通所介護等の利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者は、速やかに事業者及び利用者の居宅指定通所介護等計画作成者に連絡するものとします。ただし、利用者が正当な理由なく、指定通所介護等提供時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払いいただきます。

2 事業者は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく指定通所介護等の利用を解除・終了することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②利用者の居宅指定通所介護等計画で定められた利用時間数を超える場合

③利用者が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な指定通所介護等の提供を超えると判断された場合

⑤利用者が、事業者、又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

第9条（秘密の保持及び個人情報の保護）

1 事業者及び事業者の使用する者、並びに使用されていた者は、株式会社ファイネスの個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

①指定通所介護等提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第10条（緊急時の対応）

事業者は、指定通所介護等利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者が指定する主治医及び家族等に対し、緊急に連絡します。

第11条（事故発生時の対応及び賠償責任）

1 事業者は、指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定通所介護等の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。この窓口は重要事項説明書のとおりです。

第13条（金銭管理）

事業者は、利用者の日常生活を営むために必要な金銭の管理は一切行いません。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

第15条（その他運営に関する重要事項）

事業者は、利用者に対して適切な指定通所介護等を提供するため、職員の勤務体制を整備するとともに職員の資質向上を図るため、研修（前条に規定する利用者の人権擁護、虐待防止等の内容を含む）の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2)継続研修 年2回

第16条（善管注意義務）

事業者は、指定通所介護等を提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第17条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約書に基づく指定通所介護等の利用に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

附則 この利用契約書は、平成30年4月1日より施行します。
この利用契約書は、令和 3年4月1日より施行します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、従業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

<事業者>

事業者住所 広島市佐伯区観音台四丁目 32 番 20 号

事業者名 株式会社 ファイネス

代表者名 竹内 昭博 印

<サービス提供者>

事業所住所 広島市佐伯区観音台四丁目 32 番 20 号

事業所名 デイサービス ファイネス

指定番号 3470206990

説明者 印

デイサービス ファイネスにおいて、指定通所介護等サービス提供を受けるにあたり、指定通所介護等利用契約書の内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

(代筆者 _____ 印)

※利用者が署名できない場合はご記入下さい。

<身元引受人>

住所 _____

氏名 _____ 印

【第 11 条の緊急時連絡先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	携帯電話番号

※緊急連絡先が変更した場合は直ちにお知らせください